

業務監査報告書

(自 平成 20 年 1 月 1 日)
至 平成 20 年 12 月 31 日)

財団法人 自動車リサイクル促進センター

平成21年4月27日

財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

監査法人 トーマツ

社員 公認会計士 畝 井 俊 樹



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務及び法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号及び4号の業務（以下「第3号及び4号業務」という。）並びに法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下「情報管理部」という。）の業務監査を実施いたしましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

本報告書は、貴法人の内規に定める監査法人による業務監査を実施し、その業務監査結果について当監査法人により作成されたものであります。本報告書作成のための調査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について調査手続を実施したものであり、財務諸表監査の意見表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではありません。

この報告書は調査項目に関する調査結果を明らかにすることを目的としたものであり、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証する目的ではないことを念のためお断り申し上げます。

また、本報告書は、貴法人の内部管理に役立てることを目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の業務監査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

I. 業務監査の概要	1
1. 業務監査実施概要	1
(1) 業務監査の目的	1
(2) 業務監査の範囲及び方法	1
2. 業務監査の対象	1
3. 業務監査の方法	1
4. 業務監査の対象期間	2
5. 業務監査の実施期間	2
II. 調査結果	3
(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査	3
(2) 支 払	1 2
(3) 資金運用の調査	2 1
(4) 資金管理センターの一般管理に係る調査	2 5
(5) 再資源化支援部の調査	2 6
(6) 情報管理部の調査	2 8

I. 業務監査の概要

1. 業務監査実施概要

(1) 業務監査の目的

この調査は資金管理センターの業務及び再資源化支援部の第3号及び4号業務並びに情報管理部の業務について合意された手続に基づく業務監査を実施することを目的としている。

本報告書作成のための業務監査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について手続を実施したものであり、財務諸表に対する監査意見の表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではない。

(2) 業務監査の範囲及び方法

資金管理センターでの収受・運用・支払業務及び一般管理等及び再資源化支援部での第3号及び4号業務並びに情報管理部の業務について、業務監査の各対象期間の業務監査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うとともに、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2. 業務監査の対象

財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターも調査対象外である。

3. 業務監査の方法

予め貴法人と当監査法人とで合意された手続により実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、合意された手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行っている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4. 業務監査の対象期間

平成20年1月1日から平成20年12月31日

5. 業務監査の実施期間

平成20年12月24日から平成21年4月24日

<本報告書の利用に当たっての留意事項>

本報告書でいう業務監査は、契約の委嘱者と受嘱者の当事者間において合意された手続によって実施したものであり、資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部のすべての業務を対象としたものではなく、調査対象とした業務についても、業務の適切性や信頼性についていかなる保証を与えるものではない。

また、本報告書の調査結果に記載された内容が何らかの規準に照らして判断したのではなく、合意された手続を実施した結果を記載したものであり、結論の表明を行っているものではない。

なお、本報告書は、JARCの内部利用目的で作成されたものであり、この報告目的以外に利用された場合に生じる結果に対して監査法人トーマツはいかなる責任を負うものではない。

II. 調査結果

(1) 預託金等（リサイクル料金）の收受業務の調査

<預託金の收受>

① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手続>

【自動車メーカー・インポーター経由】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー徴収入金確定情報、預金明細表とをサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 1ヶ月の入金累計と仕訳票（メーカー徴収・帳票サマリー）とをサンプルについて照合する。違算が生じた場合、自動車メーカー・インポーター等への照会が業務マニュアル（再資源化預託金等・資金管理料金の入金管理マニュアル）に準拠して行われていることをサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていることをサンプルについて確かめる。

【新車時預託（並行輸入）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知書、入金明細情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 平成20年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票（払込票郵送型徴収・帳票サマリー）と照合する。預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。

【口座引落徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。

- 預託金の入金額と仕訳票（口座引落徴収・入金予定額）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ徴収・SPC（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票（SPC徴収・帳票サマリー）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

【コンビニ徴収・セブンイレブン（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金予定情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票（セブンイレブン徴収・帳票サマリー）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

【郵便局徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」入金明細情報とサンプルについて照合する。
- 預託金の入金額と仕訳票（郵便局徴収・帳票サマリー）をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

【自動車メーカー・インポーター経由】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー徴収入金確定情報、預金明細表とを12件のサンプルを抽出して照合した結果、2件のサンプルについて差異が生じていた。
- これらの差異原因は記載されており、督促を要するものあるいは追加の会計処理を要するものではないことを確かめた。
- リサイクル料金の1ヶ月の入金累計について、仕訳票（帳票サマリー）の入金予定額合計とメーカー徴収入金明細のリサイクル料金の合計金額とを1月から12月までの各月について照合した結果、1月、2月、3月、5月、7月、9月、12月について双方の金額が一致しなかった。
- これらの違算は、月次で「メーカー徴収 入金確定情報*月預託分」に基づいて違算内容が把握され、業務マニュアルに従い修正されていた。また、違算の原因が「リサイクル料金返還管理表」に記載されていることを確かめた。
- 平成20年1月から12月の入金予定日と実際の入金日に差異のあるものについて内容を把握し、経理チームの対応を記載した「メーカー徴収 入金確定情報2007年度 2008年度」を閲覧した結果、期限までに入金していないものについて自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていた。

【新車時預託（並行輸入）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知書、入金明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 平成20年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票（払込票郵送型徴収・帳票サマリー）と照合した結果、一致した。

【口座引落徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。

- 預託金の入金額と仕訳票（口座引落徴収・入金予定額（帳票サマリー））は一致しなかった。口座徴収の残高が不足している場合振替が行われない等、不一致となる要因があるため、「JCB振替表」を作成し、両者の整合性を確かめているとの説明を受けた。
- リサイクルシステムの入金予定情報とJCBからの入金情報を個別に消しこみ、毎月末の未収入金残高を把握しており、これと会計帳簿（総勘定元帳）の未収入金残高を比較し、両者に差異がないことを確かめているとの説明を受けた。
- 「未収入金管理表」を閲覧し、未収入金残高と会計帳簿の未収入金残高の差異は、すべて分析が行われ、原因が記載されていることを確かめた。

【コンビニ徴収・SPC（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票（振替伝票）・預金取引明細表・入金予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額と仕訳票（SPC徴収・帳票サマリー）は一致しなかった。これは、SPCのシステムに預託の概念がないため、一定時点の残高での照合が困難となっており、業務係では、車台番号によりリサイクルシステムの入金状況とSPCの入金情報を照合し、一致を確かめているとの説明を受けた。
- リサイクルシステムの入金予定情報とSPCからの入金情報を個別に消しこみ、毎月末の未収入金残高を把握しており、これと会計帳簿（総勘定元帳）の未収入金残高を比較し、両者に差異がないことを確かめているとの説明を受けた。
- 「未収入金管理表」を閲覧し、未収入金残高と会計帳簿の未収入金残高の差異は、すべて分析が行われ、原因が記載されていることを確かめた。
- 仕訳票データとSPC収納データとの間に、1月、2月、6月、12月について差異が生じていたが、原因は把握されていた。差異理由によると、データ上の不整合（再送信、個別取消等）により生じたものであり、未入金によるものではなかった。

【コンビニ徴収・セブンイレブン（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票（振替伝票）・預金取引明細表・入金予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額は、仕訳票（帳票サマリー）と一致しなかった。これは、セブンイレブン

からの入金があるため、月次では一致しないとの説明を受けた。このため、業務係では、データについて車台番号によりリサイクルシステムの入金状況とセブンイレブンの入金情報を照合し、一致を確かめているとの説明を受けた。

- 平成20年1月から12月の仕訳票データとセブンイレブン入金情報との間に差異は生じていなかった。

【郵便局徴収（継続検査時預託・引取時預託）】

- 平成20年1月から12月の期間におけるリサイクル料金の入金額について入金会計伝票、「郵便振替受払通知票」、郵便局徴収明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 平成20年1月から12月の期間における預託金の入金額と仕訳票（郵便局徴収・帳票サマリー）を照合した結果、一致した。

② 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手続>

- 平成20年1月から12月の期間における収納代行業者からの引落が不可となった情報について、未収金管理表に基づきオリコ及び日本債権回収へメール等により伝達されていることをサンプルについて確かめる。
- 督促により入金があった場合、郵便振込についてはオリコ入金消込表と払込取扱票を照合する。コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書（コンビニ用）を照合する。
- 入金がない場合、未入金一覧リストを管理しているかをサンプルについて確かめる。
- 引落不能が発生した場合、リサイクルシステムの預託機能の利用停止措置がとられていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月について、収納代行業者において引落不可となった情報を基に未収金管理表が作成されていることを12件のサンプルを抽出して確かめた。

- 未収金管理表が日本債権回収へ伝達されていることを、メールのコピーより1件のサンプルを抽出して確かめた（日本債権回収への委託は1月分で終了）。
- 督促により入金があった場合、オリコ入金消込表と郵便振替受払通知書・集金代行振込通知書により照合されていることを12件のサンプルを抽出して確かめた。
- 入金がない場合には、未入金一覧リストにより管理されていることを12件のサンプルを抽出して確かめた。
- 引落不能が発生した場合、JARCが自動車再資源化協力機構に自動車リサイクルシステム預託業務停止処理依頼書をメールにて送り、預託業務（預託申請・リサイクル券発行）の停止が完了したらメールにて完了報告書が送られていることを全件（7件）確かめた。

③ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

【自治体】

<手続>

- 平成20年1月から12月の申込者（自治体）について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることをサンプルについて確かめる。
- 自治体からの申請後2ヶ月以内に入金がなされていることを上記のサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金のない場合に当該自治体へ督促が行われていることを上記のサンプルについて確かめる。
- 預託申請額と入金額に不一致が生じたものについて、督促が行われていることを確かめる。
- 平成20年1月から12月の未収入金残高の管理が行われていることをサンプルについて確かめる。
- 平成20年1月から12月について、コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、申込データを登録し引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ遅滞なく（受付日から4日前後で）送付していることを、資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導する等により管理・監督していることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 2月、5月、7月から12月のサンプルについて、自治体からの放置車両預託確認・申請書が入手されていることを確かめた。
- 自治体入金管理表V1における各月の預託から1件ずつサンプルを抽出し、引取可能連絡書との照合及び入金確認を行った。
- 上記のサンプル全件について、申請から2ヶ月以内に入金されていることを確かめた。
- サンプル中には、預託申請額と入金額に不一致が生じたものはなかった。
- 申請から2ヶ月を超過した場合に電話等による督促が行われ、その結果が自治体入金管理表V1の備考欄に記載されていることを確かめた。
- 未収入金の管理は、自治体入金管理表V1により行われているとの説明を受けた。各月の未収入金の計上と入金について、総勘定元帳と自治体入金管理表V1は整合していた。
- 平成20年2月、5月、8月及び11月の各10件について、ステータス管理表上で受付から自治体引取可能連絡書発行まで遅滞なく（受付日から4日前後で）行われていることを確かめた。
- 資金管理センターによるコンタクトセンターのモニター状況については、（2）支払<コンタクトセンターの管理>参照。

【防衛省】

<手続>

- 平成20年1月から12月の間で防衛省との契約が行われていることをサンプルについて確かめる。
- 防衛省から契約書受領後2ヶ月以内に入金していることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 防衛省廃棄車両リストから申請日が平成20年1月から12月のものについて、陸上自衛隊につき2件、海上自衛隊、航空自衛隊につき各1件サンプルを抽出して確認した結果、いずれも契約書を受領していた。
- 上記については、契約書受領後2ヶ月以内に入金処理されていることを確かめた。

④ フロン券の移管処理

<手続>

- 平成20年1月から12月の間で資金管理センターから自動車再資源化協力機構への預託金の請求がフロン券移管に伴う預託金請求書に基づき行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月のフロン券移管に伴う預託金請求書について、資金管理センターから事務統括部への預託金の請求がフロン券移管に伴う預託金請求書に基づき行われていることを確かめた（なお、2月29日入金分で移管処理は終了）。

<預託申請取消>

⑤ 預託申請取消案件の適正処理（事業者による取消）

<手続>

- 平成20年1月から12月の郵貯振替による預託金の取消について、リサイクルシステムから郵便局徴収返金対象金額情報と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票とともに管理者が承認していることをサンプルについて確かめる。
- 郵貯経由での返金について、管理者による承認が行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月の郵貯振替による預託金の取消について、12件のサンプルを抽出し、郵便振替払出書が出力されていることを確認のうえ、管理者により返金対象金額情報及び会計伝票の承認が行われていることを確かめた。
- 郵便局徴収預託金返金ファイルについて、12件のサンプルを抽出し、管理者による承認が行われていることを確かめた。

⑥ 誤預託に伴う預託申請取消案件の適正処理

<手続>

- 平成20年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 申請者からの申請書及びその添付書類の内容確認
 - ・ システムの取消手続
 - ・ 管理者の承認手続
- 平成20年1月から12月の預託返金が次の所定の手続に従い管理者の承認に基づき出金処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 経理へ返金処理依頼
 - ・ 管理票のステータス変更手続
 - ・ 管理者の承認手続
 - ・ 送金手続
- 平成20年1月から12月の預託取消の受付から返金までの期間が合理的な期間内（預託取消の承認月の翌月末日以内）であることを、リサイクル料金返金管理表又はSPC二重支払返金管理表により、サンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、12件のサンプルを抽出して申請者からのリサイクル料金返金申請書等を確認し、リサイクル料金訂正リスト兼返金申請リストによりシステムの取消手続を確かめた。そのうち4件について、返金金額等精算請求書等の内容を確認した。
- 平成20年1月から12月の預託返金について、12件のサンプルを抽出して預託返金が所定の手続に従い経理への返金処理依頼が作成されていること、振込明細データが作成され管理者の承認手続がなされていること、出金処理されていることを確かめた。
- なお、メールで対応したものについては、承認の証跡が残されていなかった。この案件は、新車時預託における入金確定日前の預託情報を取消したものであり、システム上預託情報の取消は「全額返金」となるが返金を伴わないのでリサイクル料金返金申請書による承認

を必要とせず、メーカー・インポーター担当者からのメール指示で作業を行うとの説明を受けた。

- 平成20年1月から12月の預託取消について4件のサンプルを抽出して、預託取消の受付から返金までの期間が合理的な期間内（預託取消の承認月の翌月末日以内）であることを確かめた。
- なお、返金を伴わない預託取消について、リサイクルシステムの取消は4月に行われているが、会計の処理が5月に行われているものがあった。

(2) 支 払

<車検場団体への委託手数料の支払状況>

① 委託した業務内容に応じた手数料の支払、期限内の支払等の業務プロセスの検証

<手 続>

- 平成20年1月から3月の車検場団体への委託手数料（リサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費、預託済押印費等）の支払が、証憑（仕訳票（委託手数料・帳票サマリー））に基づいて行われていることをサンプルについて確かめる。
- 平成20年1月から3月の支払について、管理者の承認があることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から3月の車検場団体への委託手数料について、リサイクルシステムから出力される仕訳票（委託手数料・帳票サマリー）のリサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費及び預託済押印費の金額が、委託手数料明細情報のリサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費及び預託済押印費のそれぞれの合計金額と一致していることを確かめた。
- 上記の各月の支払合計額及び各月から1件ずつ抽出した個別の車検場への支払について、振込明細データとの照合を行い、リサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費及び預託済押印費の合計額が支払われていることを確かめた。
- 抽出したサンプルについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。

<リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡>

② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 平成20年1月から12月の再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム（以下「システム」という。）から出力される払渡通知書及び自動車再資源化協力機構からの請求書に基づいて資金管理センターから自動車製造業者等へなされていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月の再資源化等預託金の払渡について、リサイクルシステムから出力される仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）とリサイクルシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果及び再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果の金額が一致していることを確かめた。
- リサイクルシステムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧から各月1件ずつサンプルを抽出し、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化等預託金の払渡金額通知書、再資源化等預託金の払渡金額請求書及び振込明細データと一致していることを確かめた。
- 抽出したサンプルについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。

<情報管理料金の情報管理部への払渡>

③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 平成20年1月から12月の情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び情報管理部からの請求書に基づいて資金管理センターから情報管理部へなされていることをサンプルについて確かめる。

- 平成20年1月から12月のシステムからの出力帳票を修正した金額が請求された場合は、その理由が記載され承認を受けていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月の情報管理料金の払渡について、リサイクルシステムの画面印刷である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧と、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、又は承認後に出力される情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧との金額の一致を確かめた。
- なお、情報管理料金の払渡についての承認は、リサイクルシステムからの出力帳票である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧に部長承認を受け、システムに承認入力した後、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了を出力している。さらに部長承認後にも再度、情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧を出力している。
- 情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、又は承認後に出力される情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧と情報管理料金の払渡請求書、情報管理料金の払渡通知書及び振込明細データとの金額の一致を各月1件について確かめた。
- 抽出したサンプルで支払のすべてについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。
- 担当者へのヒアリングにより、業務監査の対象期間内において、システムからの出力帳票を修正した金額が請求されたことはないとの説明を受けた。

<特定再資源化預託金等の出えん>

④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証

<手続>

- 平成20年1月から12月の特定再資源化預託金等の発生状況を記載し関連部署へ連絡していることをサンプルについて確かめる。
- 平成20年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えんが、以下の所定の手続により行われていることをサンプルについて確かめる。
 - 離島対策等支援事業（再資源化支援部）、情報管理業務（情報管理部）及び車両状況照

会機能の拡充（資金管理センター）について、離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、理事会、評議員会での審議等を経て主務大臣の承認

- ・ 出えん金額等の通知と資金の指定口座への送金

<調査結果>

- 特定再資源化預託金等の発生状況について、資金管理センター財務計画係から情報管理部及び再資源化支援部へ電子メールにより連絡していることを、1月分（12月末時点残高）から12月分（11月末時点残高）の電子メールのコピー及び「特定再資源化預託金等の発生状況」を閲覧することにより確かめた。
- 離島対策等支援事業（再資源化支援部）、情報管理業務（情報管理部）、資金管理事業（資金管理センター）に係る出えんについては、離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、理事会及び評議員会の議事録を閲覧し、審議が行われていることを確かめた。また、特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書の提出についての稟議書に理事長決裁があることを確かめた。
- 「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」を閲覧することにより、上記の承認申請書が経済産業大臣及び環境大臣に提出され、大臣承認が行われていることを確かめた。
- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された出えんについて、資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部へ出えん通知書が送付されており、さらにこの出えん通知書の出えん金額の総額が「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」に記載されている出えん金額に一致していることを確かめた。
- 払戻請求書及び振込依頼書を閲覧することにより、資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部への資金移動が、部長承認のもと行われていることを確かめた。

<資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性>

⑤ 業務プロセスの検証

<手続>

- 平成20年1月から12月の資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する仕組みが構築されていることを確かめる。

- 平成20年1月から12月の他法人（指定法人を含む。）との次の共通費用が関係者（法人間調整会議）で合意された基準で按分されて支払われていることを下記の費用について確かめる。
 - 外部ネットワーク運営費
 - システム・改修保守費用
 - データセンター運営費

<調査結果>

- 担当者に対する質問により、二重払いを防止するため支払処理済の請求書については処理済印を押印しており、支払漏れを防止するために「請求書管理表」を作成し、支払処理の網羅性について確認しているとの回答を得た。また、1月末支払分から12月末支払分の請求書の綴りを査閲し、請求管理表が作成されていること、請求管理表の合計額と振込明細データの金額が一致していることを確かめた。
- 外部ネットワーク運営費は平成19年10月26日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていることを、法人間調整会議議事録、及び支払内訳の閲覧により確かめた。
- システム・改修保守費用、及びデータセンター運営費のうち、1月支払分から4月支払分については、平成18年10月20日付けの法人間調整会議において決定されていることを、法人間調整会議議事録、及び支払内訳の閲覧により確かめた。また、5月支払分から12月支払分について、平成19年10月26日付けの法人間調整会議において決定されていることを、法人間調整会議議事録及び支払内訳の閲覧により確かめた。

<費用配分>

- ⑥ 新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分

<手続>

- 資金管理料金の下記の費用について、新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分が件数実績に基づいて行われていることを確かめる。
 - 徴収方法別のリサイクル料金収納手数料

- ・ JCB利用明細・再振替案内状作成送付費用
- ・ リサイクル券専用用紙作成・送付費用
- ・ 登録情報等取得費

<調査結果>

- 徴収方法別のリサイクル料金収納手数料について、表計算ソフトのエクセルで作成している事業費ーリサイクル料金等収納手数料振替1月分及び2月分より、新車時預託・継続時預託・引取時預託の費用按分基準が新車登録件数、継続件数及び引取件数の比率で行われていることを確かめた。
- 郵便局徴収の継続件数及び引取件数が、リサイクルシステムから作成された各月の郵便局徴収日別明細情報の件数と一致していることを確かめた。
- セブンイレブン徴収（課税、非課税）の継続件数、引取件数及び新規登録件数がリサイクルシステムから作成された各月のセブンイレブン徴収明細情報の件数とそれぞれ一致していることを確かめた。
- SPC徴収（課税、非課税）の継続件数、引取件数及び新規登録件数がリサイクルシステムから作成された各月のSPC徴収明細情報の件数とそれぞれ一致していることを確かめた。
- JCB利用明細・再振替案内状作成送付費用について、表計算ソフトのエクセルで作成している2月6日請求分及び2月22日請求分に係るJCBご利用代金明細書・再振替案内状作成送費請求書 収納代行手数料 按分資料より、継続時預託・引取時預託の費用按分がリサイクルシステムからの出力帳票である預託状況レポートに記載された件数の実績に基づいて行われていることを確かめた。
- また、JCBから送付される請求書と上記按分資料の請求額が一致していることを確かめ、さらにこの請求書とともに送付される請求明細書に記載されている数量（預託件数）及び単価が正確に按分資料に転記されていることを確かめた。
- リサイクル券専用用紙作成・送付費用については、業務係が作成した予算資料におけるリサイクル券専用用紙（新車・車検共通）の作成枚数に基づいて、年度単位に設定された按分率により費用按分が行われていた。大日本印刷から送付された2月支払分及び3月支払分の請求書については、平成19年度に設定された按分率に基づき費用按分が行われていることを確かめた。

- 登録情報等取得費について、エクセルで作成している1月支払分、4月支払分、9月支払分及び12月支払分に係る【自動車検査登録情報協会】及び【軽自動車検査協会】按分計算表を用いて、新規情報・番号変更の費用按分がリサイクルシステムから出力される登録自動車（リサイクルシステムのモニタリング台数）に基づいて算出された新規台数及び変更台数の比率で行われていることを確かめた。
- また、自動車検査登録情報協会及び軽自動車検査協会から送付される請求書と上記按分資料の請求額が一致していることを確かめた。

<コンタクトセンターの管理>

⑦ 日常の事務処理（コンタクトセンターの管理）

<手続>

平成20年1月から12月のコンタクトセンターの下記業務について資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる（資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導することを含む。）。

- 報告内容・頻度、問題発生時の対応等の業務基準が設定されていることを確かめる。
- 業務基準の遵守・実施状況が定期的に確認されていることを確かめる。
- コールセンターからのエスカレーションに対する対応状況を確認する。

<調査結果>

- 「自動車リサイクルコンタクトセンター委託業務マニュアル」において、業務報告の頻度、問題発生時の対応についての記載があることを確かめた。
- コンタクトセンターの管理・監督状況について担当者へ質問し、毎月1回コンタクトセンターを訪問し、進捗状況の確認と必要書類（申請書等）の管理状況の把握を行っているとの回答を得た。
- 管理状況をさらに補足するためにサンプルとしてコンタクトセンターが作成した「ステータス管理表」（9月分）を査閲することにより、サンプルについて1週間以内に料金設定完了が行われていることを確かめた。
- 「自動車リサイクルシステムコンタクトセンター資金管理対応Gr稼働報告」（運用委員会

資料) 及び「CC料金設定業務対象車両区分別処理実績(台数)」の2月、5月、8月及び11月分を査閲するとともに、資金管理センターの担当者に質問し、担当者がコンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行っていることを確かめた。

- エスカレーション対応について、8月4日から6日のコールセンターの受付票からサンプルを12件抽出し、1件を除き、受付日から3営業日以内に回答が行われていることを確認した。3営業日以内に回答されていなかった1件についても、処理遅延によるものでないことを確かめた。

<中古車輸出の取戻し対応>

⑧ 処理状況(受付から処理済までの日数、その他)

<手続>

- 平成20年1月から12月の事業者からの申請が中古車輸出返還業務マニュアルに定められた所定の手続に基づき処理されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成20年1月から12月の中古車輸出料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成20年1月から12月の中古車輸出の預託金返還が振込期日に指定口座へ振込まれていることを確かめる。
- 平成20年1月から12月の振込不能な場合に再振込の処理が行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 担当者へのヒアリング及びサンプルの検証により、中古車輸出返還業務マニュアルに基づき、輸出返還事務センターに以下の書類が備え付けられていることを確かめた。
 - ① 返還申請書
 - ② 輸出抹消仮登録証明書(又は輸出予定届出証明書)の写し
 - ③ 輸出許可通知書の写し
 - ④ 船荷証券又は船舶による運送契約に関する書類の写し
- 2月、5月、8月及び11月分の「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」からそれぞれ1件のサンプルを抽出し、輸出返還事務センターに上記の①から④の書類が保管されてい

ることを確かめるとともに、振込明細データを閲覧することにより、所定の振込期日及び口座に振込手続が行われていることを確かめた。

- 2月、5月、8月及び11月に振込不能となったものについて、振込・送金（組戻・変更）依頼書を閲覧し、再振込の手続が行われていることを確かめた。

⑨ 必要書類の取り付け状況（適正処理）

<手続>

- 中古車輸出に係る事務手続が行われているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。
- 委託業務の管理状況について、輸出返還事務センターを所掌する管理者に質問し業務管理マニュアルに沿って委託先の管理を行っていることを関連書類（輸出返還月次報告及び輸出返還事務センターの業務確認報告）の閲覧により確かめる。
- 委託先からの月次報告書を査閲する。
- 現地での業務確認が業務管理マニュアルに沿って行われているかを報告書の査閲により確かめる。
- 上記の実施結果を管理者が確認していることを確かめる。
- 委託先からの費用請求について管理者の承認状況を確認する。

<調査結果>

- 担当者への質問により輸出返還事務センター業務に係る受託者である日本アイ・ビー・エムからの「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」（2月、5月、9月、12月分）を利用して管理・監督しているとの回答を得た。
- 担当者への質問により業務管理マニュアルに沿って委託先を管理しているとの回答を得たうえで、「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を査閲し、問題が記載されていないことを確かめた。
- 2月、5月、9月、12月分のサービス確認書及び受託者からの請求書を閲覧し、返還申請対応件数が「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」と整合していることを確認したうえで、係長が承認していることを確かめた。

- 2月、5月、9月、12月分の輸出返還月次報告を閲覧し、特に問題点の記述はないことを確かめた。

(3) 資金運用の調査

<再資源化預託金等の運用関連>

① 運用の基本方針の遵守

<手続>

- 「再資源化預託金等の運用の基本方針」を査閲のうえ、平成20年1月から12月のリスク管理月次報告書が管理者へ報告され承認されていることをサンプルにより確かめる。

<調査結果>

- 「再資源化預託金等の運用に関するリスク管理報告」の平成20年4月、6月、8月分についてサンプルとして抽出した結果、理事までの承認を受けていることを確かめた。

② 運用計画の遵守

<手続>

- 平成20年1月から12月において、資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおり行われていることを確かめる。
- 平成20年1月から12月の運用実績を査閲し、再資源化預託金等運用会議で承認された運用計画（運用期間、運用可能額、債券等取得計画）への遵守状況を確認する。
- 平成20年1月から12月において、再資源化預託金等運用計画会議が定期的（月2回）に開催され、運用期間、運用可能額・債券等取得計画・債券購入実績が再資源化預託金等運用会議で承認されていることを確かめる。

<調査結果>

- 資金繰り・運用可能額算出については、平成20年1月第3運用期間及び平成20年5月の第3運用期間に係る「再資源化預託金等の運用計画会議」の添付資料である運用可能額見込

みの表と経理係作成の口座残高管理表及び資産管理サービス信託銀行から送付される資産管理サービス信託銀行資金繰表と突合せを実施して、上記期間に係る資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおりに実施されていることを確かめた。

- 平成20年1月から12月の運用実績について運用計画会議の資料を各月1件サンプルとして抽出し、債券取引明細表に記載された金額を査閲した結果、下記の運用期間を除いて運用会議で承認された運用計画の運用可能額の範囲内であったことを確かめた。
- 平成20年1月の第1・第2運用期間にて再資源化預託金等運用計画会議にて承認された額は3,886百万円であったが、実際の運用実績は承認された額を超える3,918百万円であった。承認された額を超える運用を行ったことについて、平成20年1月29日開催の「再資源化預託金等運用計画会議」において報告され、承認を受けていることを「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲して確かめた。
- 平成20年1月から12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲し、運用期間、運用可能額、債券等取得計画及び前運用期間の債券等取得実績はルールどおりに報告され、理事により承認されていることを確かめた。

③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証

<手続>

- 資金運用マニュアルを査閲する。
- 平成20年1月から12月の金融機関への発注業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に従って行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 資金運用マニュアルを査閲した。
- 「最良執行検証」に基づき、平成20年1月31日から平成20年12月18日までの期間における運用実績から任意で12件サンプルを抽出し、引合確認書と突合せし金融機関への発注業務が下記を除いて業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に則って実施されていることを確かめた。
- 平成20年3月26日約定の債券について証券会社からの引合を確認した結果、一部の発注が

最良利率でない証券会社へなされていることが発見された。これについては、最良執行でなかった可能性について担当者から管理者へ文書で報告され、理事の指示により運用計画会議で報告されたとの説明を受けた。その内容が記載された文書を運用計画会議の添付書類で確認した。

④ 日常の事務処理

<手続>

- 平成20年1月から12月の運用の実行が、業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用）に規定される承認のもと、事務処理が行われているかを確かめる。
- 平成20年1月から12月のバックオフィス業務が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（運用の実行））に定める所定の手続に従い実施されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 証券会社からの約定確認書と約定プロッターとの照合
 - ・ 債券取引明細表の内容チェックと管理者の承認
 - ・ 運用指図書の特CSBへのFAXとファイルの保管状況
 - ・ TCSBからの追加信託金受領書の入手
 - ・ 約定システムから出力した「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）の照合と管理者による承認
- 平成20年1月から12月のリスク管理者によるリスク管理が業務処理マニュアル（再資源化預託金等の運用（リスク管理））に定める所定の手続により実施されていることを確かめる。
 - ・ 「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認
 - ・ 証券会社の定期的な評価の実施

<調査結果>

- 平成20年1月から12月の運用の実行について、運用係が作成した約定プロッター、証券会社からの約定確認書及び約定システムからの出力証憑である債券取引明細書及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに保管され、債券取引明細表及び運用指図書について部長による

承認が行われていることを確かめた。

- 平成20年1月から12月までの期間における運用実績から10件のサンプルを抽出し、証券会社からの約定確認書及び約定プロッターの照合、債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認状況の確認、TCSBへ送付された運用指図書との照合を実施した。抽出したサンプルに係るバックオフィス業務が所定の手続に従い実施されていることを確かめた。
- 月次でTCSBから追加信託金受領書を入手し、管理者の押印がなされて保管されていることを確かめた。
- 平成20年1月から12月までの期間からサンプルを抽出し、平成20年2月から10月分の「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書（決算）」を査閲し、両社の照合及び管理者による承認が行われていることを確かめた。
- 毎月の最良執行検証用シートを査閲し、サンプルについて運用対象資産の取得に際して最良執行検証を行い日次で検証していることを確かめた。
- 平成20年2月15日約定分の最良執行検証において、結果的に最良執行となっていたが、執行検証シートへの入力数値に誤りが発見された。
- 週次でのリスク管理報告について平成20年1月7日から平成20年12月5日の週時報告書を査閲した結果、週時での約定実績に基づいて、最良執行検証結果、運用対象資産検証結果、格付条件の変更の有無、関連法令の遵守状況、事務処理ミス報告、システム障害の有無等について週次でリスク管理及び報告を実施していることを確かめた。しかし、2月2日から3月30日までの期間について週時の報告書がなく、当該期間の報告の実績については確認できなかった。
- 月次でのリスク管理報告について平成20年4月、6月、8月の月次報告書を査閲した結果、運用対象資産の取得時の検証結果、運用対象資産の格付変動の検証結果、事務処理ミスの検証結果、関連法令等の遵守状況の検証結果、電算システムの障害の有無等、ラダー型運用の検証結果、種別構成比率の検証結果、1発行体当たりの資産保有総額の検証結果、証券会社別発注比率の検証結果等について管理者への報告がなされマニュアルに定める所定の手続に従い実施されていることを確かめた。
- 証券会社の評価については、平成20年5月21日及び平成20年10月16日に「証券会社再評価会議」を開催し、評価及び入替の必要性を検討していることを議事録の査閲により確かめた。

(4) 資金管理センターの一般管理に係る調査

<調達規則の遵守状況>

① 調達規則の遵守状況の検証

<手続>

- 平成20年1月から12月の総勘定元帳から支出項目について、一定金額以上の新規支出のサンプル10件を抽出し、調達規則に従って契約が締結されていることを確かめる。

<調査結果>

- 平成20年1月から12月の資金管理料金特別会計の総勘定元帳から新規支出をサンプル抽出し、調達規則に則して契約手続がなされていることを確かめた。

<情報公開規則>

② 情報公開規則の遵守状況の検証

<手続>

- 情報公開規則及び遵守マニュアルを査閲する。
- 平成20年1月から12月の情報公開が情報公開規則及び情報公開請求取扱マニュアルに従って行われたことをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 情報公開規則及び遵守マニュアルを査閲し、情報公開規則第3条に規定する公開情報が、ホームページにて公開されていることを平成20年12月25日に閲覧して確かめた。
- 資金管理センター保管分「情報の公開請求に係る承認の伺い書」のサンプル11件について、情報公開規則及び遵守マニュアルに従って手続がなされていることを確かめた。

< 稟議決裁規則の遵守状況 >

③ 稟議決裁規則の遵守状況の検証

< 手 続 >

- 稟議書を査閲する。
- 平成20年1月から12月の稟議書が稟議決裁規則に従って作成・承認されていることをサンプルについて確かめる。

< 調査結果 >

- 稟議書ファイルに綴られている稟議書起案番号表及び稟議書を査閲した。
- 平成20年1月から12月の稟議書からサンプルを10件抽出して、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されていることを確かめた。

(5) 再資源化支援部の調査

< 法第106条3号業務（入金） >

① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

< 手 続 >

- 平成20年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめる。

< 調査結果 >

- 平成20年分の特定再資源化預託金等の出えん金について、再資源化支援部の口座に入金されていることを払戻請求書及び預金通帳の閲覧により確かめた。

<法第106条3号及び4号業務（出えん業務及び支払）>

② 出えん業務及び計上・支払状況

<手続>

- 平成20年1月から12月の離島対策支援の出えんに係る離島市町村との業務及び不法投棄等対策支援に係る地方公共団体との業務が業務マニュアルに沿って行われていること並びに出えん業務運営費が管理者の承認を経て支払われていることをサンプルについて確かめる。
- 離島対策支援業務及び不法投棄等対策支援業務の出えん金が業務マニュアルに定められた手続により当該対象市町村へ支払われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 平成20年度の離島対策支援事業協力要請書及び離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書、離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書を査閲し、サンプルについて離島対策支援事業について業務マニュアルに沿った業務が行われていることを確かめた。
- 出えん業務運営費（調査費）のうち、出張旅費についての支払が所定の承認権者の承認を得て行われていることを確かめた。
- 平成19年度第4四半期及び平成20年度第1四半期の離島対策支援事業協力資金出えん額について平成20年3月27日決裁の稟議書、平成20年9月1日決裁の稟議書にて承認を受けていることを確かめた。
- 離島対策支援事業について12件のサンプルを抽出し、離島対策支援事業協力申請書、離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書、離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書及び振込明細を査閲することにより、サンプルについて離島対策支援業務の出えん金が業務マニュアルに定められた手続により離島市町村へ支払われていることを確かめた。
- 札幌市及び奄美市の不法投棄等対策支援事業協力要請書、不法投棄等対策支援事業協力予定連絡書、不法投棄等対策支援事業協力資金出えん額確定通知書、振込明細を査閲することにより、2件について不法投棄等対策支援業務が業務マニュアルに定められた手続により実施されていることを確かめた。
- 不法投棄等対策支援に係る協力出えん額が平成20年3月27日決裁の稟議書により承認を得て支払われていることを確かめた。

(6) 情報管理部の調査

① 計上・収入状況（資金管理センターとの突合せ）

<手続>

- 平成20年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が情報管理部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

- 特定再資源化預託金等の出えん金について情報管理部の口座に入金されていることを確かめた。

② 出えん業務及び計上・支払状況

<手続>

- 平成20年1月から12月のシステム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費が当該費用の当事者で合意された負担割合に基づき、請求金額に当該負担割合を乗じて情報管理部の負担額として算出された金額で支払われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- システム維持・運用費・システム改良費のうち情報管理部の平成20年度負担割合が33.21%であることを平成19年10月24日の法人間調整会議議事録で確かめるとともに、平成20年7月31日決裁の稟議書で確かめた。さらにシステムシステムの維持・運用・改良を請け負っている業社からの請求金額に当該負担割合を乗じて情報管理部の負担額として按分していることについて再計算を実施し、一致を確認するとともに、稟議書に管理者の押印による承認があることを確かめた。
- コンタクトセンター運営費については、各運用法人からコンタクトセンター運営事務局に対する返信メール及び返信メールに添付されている費用按分資料（業務実績による費用按分）を査閲し、コンタクトセンター運営費に係る各運用法人の負担割合について合意されて

いることを確かめた。

- システム維持・運用費・システム改良費・コンタクトセンター運営費が按分され、情報管理部の負担費用として振込手続がなされていることを確かめた。また振込に際しては管理者の承認印が振込明細表に押されていることを確かめた。

以 上